

構造改革特区・官製市場改革WGにおける検討状況について

平成 15 年 7 月 28 日
構造改革特区・官製市場改革WG
主査 八代尚宏

1. 検討の方向性

「官製市場分野」(医療、福祉、教育、農業などや、国・地方公共団体等による独占的
事業分野)について、構造改革特区制度を十分活用しつつ、規制改革を加速的に推進す
ることにより、新規需要・雇用の創出、豊かな国民生活の実現を図る。

2. これまでのWG開催状況

第1回WG(5月2日)

構造改革特区の認定状況について(構造改革特区担当室ヒアリング)
今後の進め方について

第2回WG(5月16日)

憲法第89条について(成蹊大学法学部安念潤司教授ヒアリング)
規制改革集中受付月間について

第3回WG(5月22日)

駐車違反对応業務の民間委託について(警察庁ヒアリング)
私学助成金について(文部科学省ヒアリング)

第4回WG(5月29日)

社会保険等事務の簡素化・効率化について(厚生労働省ヒアリング)
構造改革特区基本方針の閣議決定に向けた「構造改革特区の第二次提案に
対する政府の対応方針」別表2の公表について

第5回WG(7月8日)

社会保険制度の見直しについて(厚生労働省ヒアリング)

3. 検討テーマ

< 構造改革特区関係 >

当会議として、構造改革特区推進室との連携及び同室に対する最大限の協力を、引き続き行う。

(1) 「評価委員会」に対する協力

7月中に設置される予定の「評価委員会」(仮称)の立ち上げに対する最大限の協力をを行う。具体的には、特区推進室に対し、これまでに認められた特区の特例措置の全てについて、これらを可能な限り早急に全国展開するとの観点から、これらの全国展開までのスケジュールや評価方法などについての提案・協力等を行う。

また、特区における特例措置の全国展開に当たっての評価の基準としては、「明確な効果があること」だけでなく、「明確な弊害がないこと」についても、重点を置くべきである。

(2) 「規制改革集中受付月間」における構造改革特区提案に関する協力

特区提案と全国規模での規制改革要望とを同時に受け付ける「規制改革集中受付月間」での取組をはじめとして、特区推進室と緊密に連携・協力し、各省庁に対して「全国規模か特区かの二者択一」を迫りつつ、特区における規制改革と全国規模での規制改革を、公開討論等を活用して、同時並行的に進める。具体的には、9月の政府決定(特区における特例措置については「構造改革特区基本方針」の改定)に向けて、8月中旬以降、幾つかの重要事項につき、当会議として公開討論の開催等による最大限の協力をを行う。

その際、特に、当会議の「第2次答申」において指摘したにもかかわらず、例えば、以下の事項など、未だに特区においてすら実現されていない「残された課題」については、当会議としても最優先で取り組むこととする。

日本の医師免許を持たない外国人医師による医療行為の解禁
高齢者等に対する最低賃金制度の適用除外
強制水先の必要な船舶の範囲の見直し

< 官製市場改革関係 >

(1) 教育・福祉分野における経営主体間のイコルフットィングの実現

(憲法 89 条問題、バウチャー制度の検討)

教育・福祉分野での助成において、株式会社等の民間事業者と国・地方公共団体・学校法人・社会福祉法人とのイコルフットィングを図るため、「憲法第 89 条」の解釈(「公の支配」に属さない慈善、教育、博愛事業への公金支出等はできないとす

るもの)について、憲法第26条(教育を受ける権利と受けさせる義務)との関連も含めて検討を行う。

あわせて、利用者の選択肢拡大、自由な競争を促進する観点からも、「バウチャー制度」の実現(機関補助から利用者補助への転換)に向けた検討を行う。

(2)(広義の)社会保険事務等の簡素化・効率化

労災保険の民営化等

労災保険については、未加入事業者の増大、保険料率等の算定根拠が不透明である等の問題点が多く、また、経営効率悪化が指摘される労災病院等、労災保険で賄われている労働福祉事業の存続意義も失われている。労災保険の対象とするリスクは民間損害保険と同質であることから、自動車損害賠償責任保険と同様に、保険認定や保険料徴収・保険給付等の事務の民間損害保険事業者等への全面的な委託や事業移管等も含め、保険運営の効率化を検討する。

広義の社会保険に関する業務の効率化等

高齢化や国民年金の空洞化が進行する中、労働保険も含めた「広義の社会保険」全体として、負担・給付の公平性を担保しつつ、より一層の運営効率化が求められるところであり、保険料徴収・保険給付等に関する体制の一元化や民間への事務委託の推進について検討する。あわせて、未加入者、保険料未納付者への対応として、未納付等に関する情報開示や、税当局との連携等も含め、より実効性のある方策を検討する。

(3) 公共施設・公共サービスの民間開放の推進(公物管理規定の見直しなど)

公共施設については、法律上のいわゆる「公物管理規定」などにより、これらの整備・運営・使用等を行う者が公的主体に限定されている場合が多い。これらについて、一定の条件の下で、民間事業者による公的施設の整備・運営・使用等を可能とするための改革を行い、民間開放による一層の効率化を進める。

(4) 駐車違反对応業務の民間委託

都心部における駐車違反对応業務の効率化を図る目的から、当該業務の民間委託を推進するため、警察庁「違法駐車問題検討懇談会」(本年9月に交通局長に対し提言予定)での検討状況を注視しつつ、更なるフォローアップを行う。

(5) その他

その他、昨年度の「中間とりまとめ」、「第2次答申」に盛り込んだ分野のフォローアップや、官製市場のうち幾つかの象徴的な事業について効率化、サービス向上のため、民営化・PFI・アウトソーシング等の手法による民間への移譲を推進する。